

あきる野市生きものの会議委員（市民代表）選考実施要領

1 概要

あきる野市生きものの会議設置要綱第3条第1項第2号の規定に基づく委員（市民の代表）を選考するに当たり、「あきる野市における各種委員会等委員の市民公募に関する基準」に基づき、委員を公募するために必要な事項を定める。

2 募集人数

4人以内

3 応募要件

令和7年8月1日現在18歳以上で、市内に在住、在勤又は在学する者

4 公募方法

（1）選考は、応募用紙及び作文による書類選考とする。

ア 応募用紙

別紙1「生きものの会議（市民代表）応募用紙」に必要事項を記入する。

イ 作文

テーマは「あきる野市の生物多様性の保全に必要な取組とは」とし、1,200字程度（原稿用紙3枚相当、様式自由）で記入する。

（2）応募用紙及び作文の提出は、以下のとおりとする。

ア 提出期限 令和7年9月5日（金）（必着）

イ 提出方法 郵送又は持参

ウ 提出先 あきる野市環境農林部環境政策課環境政策係

〒190-0164 あきる野市五日市411 五日市出張所内

電話 042-595-1110

5 選考委員会の設置等

次の者をもって、「あきる野市生きものの会議委員選考委員会」を設置する。

副市長、教育長、企画政策部長、総務部長及び環境農林部長

6 選考方法

（1）作文等の評価基準については、以下のとおりとする（40点満点）。

なお、以下の表による評価作業票等は別紙2のとおりとする。

評価基準表		評価する項目		評価点に対する評価の比重
評価点	内 容			
5	特に優秀	①	委員としての意欲が感じられるか。	2
4	優秀	②	生物多様性に関する知識を持っているか。	2
3	普通	③	生物多様性の保全に向け、市の特性に応じた現実的な考え方を有しているか。	3
2	やや劣る	④	表現が分かりやすく、誤字、脱字はないか。	1
1	劣る			

(2) 選考委員により、応募者の住所及び氏名を伏せた上で、選考を行う。ただし、次のいずれかに該当する場合は、選考対象から除外する。

ア 応募要件を満たしていない場合

イ 選考委員による作文の評価点の合計が120点未満の場合

また、次に該当する場合は、選考対象から除外することがある。

ウ 市の他の委員会等の委員の職にある場合

(3) 選考委員による作文の評価点の合計が120点以上の者のうち、評価点が最も高い者から4人を選出する。

(4) 上記の方法により選考した結果、条件を満たす者が4人に満たない場合には、公募以外の方法で選出できるものとする。

(5) 選考に当たり疑義が生じた場合は、円滑に選考できるよう、その都度、調整を図るものとする。

7 選考結果等

(1) 選考した結果は、速やかに決定し、応募者全員に書面で通知する。

(2) 選出者は、別途、委員の委嘱を行う。

(3) 選考した結果及び過程（応募用紙及び作文の内容、評価点等）は公表しない。

8 その他

(1) 応募書類は、理由の如何を問わず返還しない。

(2) 公募に係る文書の保存年限は3年とする。